

定の行為をしないこと」に当たるとも考えられません。よって本審判廷は本件に関し時効が成立していると判断せざるを得ません。

また、申立人は、被申立人が係争中にもかかわらず、2005年3月末の聖光幼稚園退職時に700万円の退職金を受け取ったことを問題としていますが、この件も時効が成立しています。なお、退職金決定に至る手続きについて疑問視するのであれば、紛争を処理する公的機関に申立てるべきと本審判廷は判断します。

申立人は、教会共同体の秩序を回復することを目的にこの申立を行ったと言い、教会の秩序とは、良心に基づく行動がどんな圧力やどんな行為によっても侵されない状態であると説明していますが、秩序を乱していることを懲戒の対象とするのであれば、教会共同体の秩序とはいかなるものであるか、それを乱しているということは具体的にどのような状態であって、本件の場合、どのような言動によってそれが引き起こされているかが明瞭に示されなければなりません。この点、申立人の主張は具体性を欠いています。

以上の理由により、審判員全員一致の意見として主文の通り審判します。

救主降生 2009年 11月 16日

日本聖公会京都教区審判廷

審判長 主教

ステパノ高地



審判員 司祭

バルコマツナ



審判員

マリア吉田淳子



審判員

フランシス 小林哲也



審判員

サウ 大杉、紀美子



原本と相違ないことを証明します。

2009年 11月 16日

日本聖公会京都教区審判廷審判長

主教 ステパノ 高地 敬

